

ふじのくに新商品セレクション2013開催要領

～静岡県の優れた加工食品のコンクール～

1 趣旨

静岡県産農林水産物の魅力を活かした、新しい加工食品を選定することで、企業の新商品開発や商品改良に結びつけ、加工食品の品質向上、食品産業の活性化及び県産農林水産物の付加価値向上を図ります。

2 主催

静岡県

3 協力

静岡県食品産業協議会、しずおか地産地消推進協議会

4 表彰及び特典

(1) 賞

最高金賞 1点

金賞 10点程度

(2) 表彰式

平成25年11月に静岡市内で、高品質な農林水産物を県が認定する「しずおか食セレクション」の認定式、「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰式と合同で開催する予定。

(3) 特典

- ア 受賞商品は、パンフレットに掲載するとともに、ホームページで紹介するなど、積極的にPRします。
- イ 受賞者は、県が実施又は参加する展示会、商談会に関して、優先的な情報提供、出展機会を得ることができます。
- ウ 最高金賞を受賞した商品は、翌年度に開催される「優良ふるさと食品中央コンクール」（主催：財団法人食品産業センター、全国大会）への出品について、県から推薦します。（参加費の徴収はない見込みですが、出品に関する経費は受賞者負担）
- エ 最高金賞及び金賞の受賞者は、受賞区分別に定める「ふじのくに新商品セレクション」のマークを使用できます。

5 募 集

(1) 募集期間

平成25年5月15日（水）～平成25年7月31日（水） 必着

(2) 提出物

ア 出品書類

- ・ 出品票（様式1、商品写真貼付）
- ・ 調査票（様式2）
- ・ 商品を説明する補足資料（パンフレット等）・会社概要（任意提出資料）

イ 審査用商品及び試食品

（応募の段階では提出不要です。審査会に持参して頂くため、応募後に通知します）

(3) 提出方法

- ・ 郵送または持参にて書類を提出
- ・ 電子メールの場合は、件名を「ふじのくに新商品セレクション2013応募」とし、申請書、調査票および補足資料等の電子ファイルを下記のアドレスに送信して下さい。なお、ファイルサイズは5MB以下を目安に送信願います。

(4) 提出先（事務局）

静岡県経済産業部振興局マーケティング推進課 6次産業推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2703 FAX 054-221-2698

E-mail marke@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 主な出品条件

ア 出品商品は、主な原材料に静岡県産農林水産物を使用し、商品化後2年以内の加工食品であること。ただし、商品化後、2年以上経過している商品であっても、商品の改良が2年以内に行われた商品であれば、出品対象となります。（改良とは、食味や香り、食感など食品自体の改良を伴うものや、容器・包装、パッケージデザイン、ネーミングなど商品の改良が2年以内に行われた商品とする。また、2年以内とは、平成23年4月1日以降に発売もしくは改良した商品とする。）

イ 農林水産物を乾燥、加熱、切断、冷凍等のみの処理をしたものは、対象外とします。具体的には、お茶（茶葉そのもの）、乾しいたけ、干し柿、牛乳、切り身や冷凍品（味付け等なし）は対象外とします。また、茶飲料（ボトル）は対象とします。

ウ 出品商品は、過去、「ふじのくに新商品セレクション」の最高金賞又は金賞

- を受賞していない商品であること。
- エ 出品商品は出品者当たり2点以内とする。ただし、複数の商品を1つのパッケージに入れたセット商品は1点として扱うことができます。
- オ 出品者は、県内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者であること。
- カ 上記条件に関する判断が困難な商品の出品については、別途審査委員及び事務局で審議の上、決定します。

6 審査

(1) 審査会開催日、場所

審査日 平成25年9月下旬～10月上旬のうち1日

場 所 ツインメッセ北館3階 第3小展示場（予定）
（静岡市駿河区曲金3-1-10）

(2) 審査委員

学識経験者、食品専門家、マーケティング専門家、料理専門家、デザイン専門家、小売販売業者、消費者代表（予定）

(3) 審査方法

- ア 応募商品が多い場合は、書類による一次審査を行い、概ね30商品を選定し、審査会に諮ります。一次審査は、商品写真、商品コンセプト、県産農林水産物の使用状況、ネーミング、パッケージデザイン等を基準として行いますので、写真や書類等に不備がないよう準備して下さい。（※過去2カ年は応募多数のため、一次審査を行っています。）
- イ 一次審査結果発表 平成25年9月上旬を予定
※ 一次審査結果は文書にて全応募者に通知します。なお、一次審査通過者には、審査会の案内（審査時間等）を同封します。
- ウ 審査会では、試食を行うと共に、プレゼンテーションを行っていただき、申請書などを参考に、下記の審査基準に従って審査し、賞を決定します。出品者は、審査会当日の別途指示する時間に、出品商品の提出、試食の提供、プレゼンテーションを実施していただきます。（審査時間は概ね10分程度）
- エ 審査基準

主な審査項目は、以下のとおりとします。

項目	具体的な内容
商品としての魅力	商品コンセプト、商品の特徴など、商品全体として魅力ある商品となっているか。また、それを活かした販売戦略（想定する顧客、販路、商品展開、内容量、価格等）となっているか。
味	美味しい商品か。（食味、食感、彩り、香り等）

郷土色	県産農林水産物の使用量及び使用割合、地域の特徴的な食材の活用など、郷土色豊かな商品であるか。
デザイン等	容器・包装等のデザイン、ネーミングなどが、商品コンセプト等を反映し、消費者への訴求力がある商品か。
安全・安心の取組	法令、規則等で定められた以上の安全・安心、食品表示の取組があるか。例) 極力食品添加物を使用しない、安全な管理体制の下で生産された食材の使用、原材料の詳しい産地表示、など
地域貢献の取組等	原材料の生産及び調達、商品化の過程、製造・販売等に当たり、地域に貢献する取組があるか。また、製造工程の工夫、新しい技術の採用、特許・実用新案の取得、過去に受賞した表彰等があるか。

(4) 審査結果

出品者には書面で通知するとともに、受賞商品を事務局（マーケティング推進課）のホームページで公開します。

ホームページアドレス

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-110/shinselection.html>

(5) 注意事項・費用等

- ア 参加費は徴収しません。ただし、出品・審査に要する経費（書類作成、通信運搬、商品、試食、プレゼンテーション等の経費）は出品者の負担となります。
- イ 受賞者には、パンフレット作成等のために商品の写真を提供していただきます。（著作権提供含む）
- ウ 出品条件や出品票が事実と異なることが判明した場合は、賞決定以降であっても、賞の取り消しや、特典が得られない場合があります。

7 事務局・問い合わせ

（5 募集（4）に記載の書類提出先に同じ）

静岡県経済産業部振興局マーケティング推進課 6次産業推進班 二村

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

Tel 054-221-2703 FAX 054-221-2698 E-mail marke@pref.shizuoka.lg.jp